

8 参考資料

(資料1) 震災復興事業に関連する国庫補助事業制度等の概要

○ 社会資本整備総合交付金

1 市街地整備

「イ-13-(1) 都市防災総合推進事業」

	交付対象事業（補助率）	交付金事業者	施行地区
(被災市街地における復興まちづくり総合支援事業) 都市防災総合推進事業	復興まちづくり計画策定支援に要する事業（補助率 1/2） ・ 計画作成費 ・ コーディネート費	市町又は市町から補助金の交付を受けて本事業を実施する団体等	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条第1項の規定に基づき激甚災害に指定された災害により被災し、同法第3条の規定に基づく措置が適用された市町村
	復興のための公共施設等整備に要する費用のうち、地区公共施設、防災まちづくり拠点施設の整備に要する事業（補助率 1/2） ・ 測量試験費 ・ 実施設計費 ・ 工事費 ・ 用地費 ・ 補償費		
	復興のための公共施設等整備に要する費用のうち、高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設の整備に要する事業（補助率 1/3）※ ・ 実施設計費（修景施設の設計） ・ 工事費（共同施設、復興まちづくり支援施設、修景施設の工事）		

※ 景観法第8条の規定に基づく景観計画の区域、同法第61条の規定に基づく景観地区及び同法76条の規定に基づく地区計画等形態意匠条例の区域を含む地区については1/2

(資料1) 震災復興事業に関連する国庫補助事業制度等の概要

「イ-13-(2) 市街地再開発事業」(都市局所管)

	交付対象事業	施行者	事業主体	対象要件
(災害復興市街地再開発事業) 市街地再開発事業	調査設計計画事業 (補助率 2/5*) ・ 計画の作成費 ・ 地盤調査 ・ 建築設計及び 権利変換計画 の作成	市街地再開発組合、再開発会社、個人施行者、都市再生機構、地方住宅供給公社、地方公共団体等又は協議会組織	市街地再開発事業の施行者に対し事業実施に要する費用の一部を補助する地方公共団体	○被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興推進地域において行われるもの ○市街地再開発事業もしくは市街地再開発促進区域に関する都市計画が定められ、又は年度内に当該都市計画が定められることが確実と見込まれること 【第1種市街地再開発事業】 ○ 施行地区面積が 2,000m ² 以上 【第2種市街地再開発事業】 ○ 施行地区面積が 10,000m ² 以上
	土地整備事業 (補助率 2/5*) ・ 建築物の除却 ・ 土地の整地 ・ 仮設店舗の設置及び土地整備に伴い通常生ずる損失の補償			
	共同施設整備事業 (補助率 2/5*) ・ 空地等、供給処理施設その他の共同施設の整備			
	建築物の防火性能の強化事業 (補助率 2/5*) ・ 特殊基礎工事			

※ 組合等の施行の場合、2/5 かつ地方公共団体が補助する額の 1/2

※ 都市局所管の他、住宅局所管の市街地再開発事業有り

(資料1) 震災復興事業に関連する国庫補助事業制度等の概要

「イ-13-(6) 都市再生区画整理事業」

	交付対象事業 (補助率)	交付金事業者	施行地区
(被災市街地復興土地区画整理事業) 都市再生区画整理事業	大規模な災害により被災した市街地の復興を推進するために施行する土地区画整理事業 (補助率 1/2) <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査設計費 ・ 宅地整地費 ・ 移転移設費 ・ 公共施設工事費 ・ 公開空地整備費 ・ 供給処理施設整備費 ・ 電線類地下埋設施設整備費 ・ 減価補償費 ・ 立体換地建築物工事費 ・ 仮設建築物工事費 ・ 防災関連施設整備費 ・ 浸水対策施設整備費 ・ 液状化対策推進工事費 ・ 機械器具費 	都道府県、市町村又は土地区画整理組合等	被災地の面積が概ね 20ha 以上で被災戸数が 1,000 戸以上の災害に係る市街地のうち、被災市街地復興特別措置法第 5 条第 1 項に規定する被災市街地復興推進地域 (以下、推進地域) に定められ、又は定められることが確実な区域に存する地区
	災害により住宅等を失った権利者等のため土地区画整理事業により仮設住宅等を整備する事業 (補助率 1/2)		

○ 社会資本整備総合交付金以外

「防災集団移転促進事業」

	補助対象事業 (補助率)	補助金事業者	施行地区
防災集団移転促進事業	下記費用に関する補助 (補助率 3/4) <ul style="list-style-type: none"> 住宅団地の用地取得造成費 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助費用 (借入金の利子相当額) 住宅団地の公共施設の整備費 移転促進区域内の農地及び宅地の買取費用 住宅団地内の共同作業所等の整備費用 移転者の住居の移転に対する補助費用 	市町※	災害が発生した地域又は災害危険区域 (建築基準法第 39 条) のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域

※ 事業の規模が著しく大であることその他の事由により市町が実施することが困難な事業については、市町の申出により、県が行うことができる

「津波復興拠点整備事業」

	交付対象事業 (補助率)	交付金事業者	施行地区
津波復興拠点整備事業	津波復興拠点整備計画策定支援事業 (補助率 1/2) <ul style="list-style-type: none"> 計画策定費 コーディネート費 	地方公共団体	復興特区法第 77 条に規定する復興交付金事業計画の区域内において定められた一団地の津波防災拠点市街地形成施設、ただし、以下のいずれかをみたす市町 <ul style="list-style-type: none"> 浸水により被災した面積が概ね 20ha 以上であり、かつ、浸水により被災した建物の棟数が概ね 1,000 棟以上であること 国土交通大臣が上記の条件と同等の被災規模であると認めるもの
	公共施設等整備事業 (補助率 1/2) <ul style="list-style-type: none"> 地区公共施設整備 (道路・公園・緑地・広場その他の施設) 津波防災拠点施設整備 高質空間形成施設整備 (植栽・緑地施設等) 津波復興拠点支援施設整備 		
	用地取得造成費 (補助率 1/2)		
			一団地の津波防災拠点市街地形成施設は、原則として 1 市町あたり 2 地区まで、国費支援の面積上限は 1 地区あたり 20ha までとする

(資料1) 震災復興事業に関連する国庫補助事業制度等の概要

「小規模改良住宅事業」

	交付対象 (補助率)	交付金事業者	施行地区
小規模改良住宅事業	<ul style="list-style-type: none"> 不良住宅の買収・除却費 (補助率 1/2、1/3^{※1}) 小規模改良住宅整備費 (補助率 2/3) 用地取得費 (補助率 1/2) 公共施設・地区施設整備費 (補助率 1/2) 	地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> 不良住宅戸数が 15 戸以上^{※2} 不良住宅率が 50%以上

※ 1 除却跡地を公共的施設の用に供しない場合

※ 2 過疎地における激甚災害に係る事業の場合は 5 戸以上に要件緩和

「災害公営住宅整備事業」

	交付対象 (補助率)	交付金事業者	施行地区
災害公営住宅整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 減失戸数の3割を限度とした災害公営住宅の建設費 (補助率 2/3) 災害公営住宅の借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する費用 (補助率 2/5) 	地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> 減失戸数が被災地全域で 500 戸以上又は 1 市町で 200 戸以上若しくはその区域内の全住宅の 1 割以上であること 火災による減失戸数が被災地全域で 200 戸以上又は、1 市町全住宅の 1 割以上であること

「罹災者公営住宅整備事業」

	交付対象 (補助率)	交付金事業者	施行地区
災害公営住宅整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 減失戸数の5割を限度とした罹災者公営住宅の建設費 (補助率 3/4) 罹災者公営住宅の借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する費用 (補助率 2/5) 	地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> 減失戸数が被災地全域で 4,000 戸以上 減失戸数が被災地全域で 2,000 戸以上かつ 1 市町で 200 戸以上若しくは全住宅の 1 割以上 減失戸数が被災地全域で 1,200 戸以上かつ 1 市町で 400 戸以上若しくは全住宅の 2 割以上 減失戸数が上記のいずれかであり、かつ、1 市町で 100 戸以上又は全住宅の 1 割以上であること

(資料2) 建築基準法第84条指定図書の例

1 第1項指定 (1) 告示文

平成 年 月 日
告示 第 号

建築基準法第84条第1項の規定による区域の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条第1項の規定により、被災市街地における建築制限の区域を次のとおり指定し、平成 年 月 日から施行する。

1. 区域の指定

地区名	区域
〇〇地区	〇〇市〇〇町〇丁目、〇丁目及び〇〇町〇丁目、並びに〇〇町〇丁目
△△地区	△△市△△町△丁目、△丁目及び△△町△丁目、並びに△△町△丁目

(図面は、静岡県くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課及び当該市町に備え置いて一般の縦覧に供する。)

2. 建築制限の内容

前項に掲げる区域内においては、建築物を建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体等が建築する応急仮設住宅及び震災復興事業の一環として建築する建築物
- (2) 停車場、郵便局、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物
- (3) 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
- (4) その他特定行政庁が支障ないと認めたもの

3. 建築制限の期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

(資料 3) 被災市街地復興推進地域の計画書作成例

〇〇都市計画被災市街地復興推進地域の $\frac{\text{決定}}{\text{変更}}$ (〇〇市決定)

都市計画〇〇被災市街地復興推進地域を次のように $\frac{\text{決定}}{\text{変更}}$ する。

名称	〇〇被災市街地復興推進地域
位置	〇〇市〇〇町〇〇番地
面積	約 ha
緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針	<p><例></p> <p>当地区では、土地区画整理事業等の施行により、地域の安全性、利便性に配慮した街路網等を構成するとともに、防災性にも配慮した公園を適宜配置し、安全で快適な市街地の形成を図る。</p>
被災市街地復興特別措置法第7条の規定による制限が行われる期間の満了の日	平成〇年〇月〇日

「区域は計画図表示のとおり」

理由 <例>

本地域は、〇〇地震により地域内の建物の大部分が倒壊し、早期の復旧が必要である。このため、土地区画整理事業を促進し、安全で快適な市街地を形成するため、本案のとおり決定する。

※ 「面積」は、小数点以下第1位まで記載する

※ 「被災市街地復興特別措置法第7条の規定による制限が行われる期間の満了の日」は、被災市街地復興推進地域を定める区域が、すでに土地区画整理事業が都市計画決定されている場合においては、「当該区域においては、すでに〇〇土地区画整理事業に係る都市計画決定の告示が行われているため制限は行わない。」と記載する。

(資料4) 建築制限の比較

根拠法令名称	建築基準法第84条	被災市街地復興特別措置法第7条	都市計画法第10条の2第3項	都市計画法第53条
規制内容	・建築物の建築の制限又は禁止	・土地の形質の変更、建築物の新築、改築、増築をする場合に都道府県知事等の許可が必要	同左	・建築物の建築をしようとする場合に都道府県知事等の許可が必要
適用除外	<p>特定行政庁が任意に指定するが、原則としては以下のとおりと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体等が震災復興事業の一環として建築する建築物 ・停車場、郵便局、官公署、その他これに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物 ・工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場、その他これらに類する仮設建築物 ・その他特定行政庁の長が支障ないと認めたもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の管理行為、軽易な行為、車庫等の付属建築物の新築改築、管理のために必要な土地の形質の変更、農林漁業者のために行なう土地の形質の変更、作業小屋等の建築（床面積90㎡以下） ・非常災害のため必要な応急対策 ・都市計画事業、国、都道府県、市町村又は施設管理者が実施する都市計画に適合した都市施設整備事業又は市街地開発事業 	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・階数2以下でかつ地階を有しない木造の建築物の改築又は移転 ・非常災害のための必要な応急措置 ・都市計画事業、国・都道府県・市町村又は当該都市計画施設を管理することとなる者が実施する都市計画に適合した都市施設整備事業又は市街地開発事業 ・立体道路の地区計画に適合する道路一体建築物、施設管理者が行なう建築物の建築
許可の義務づけ	—	<ul style="list-style-type: none"> ・0.5ha以上の土地の形質の変更で市街地整備の実施を困難にしないもの ・自己居住又は自己業務の建築物（2階以下、木造等、容易に移転除却可能、敷地300㎡未満）の建築及びそのための土地の形質の変更 ・買取り不許可の土地の形質の変更及びその土地における建築物の建築 	<ul style="list-style-type: none"> ・0.5ha以上の土地の形質の変更で事業の支障を困難にしないもの ・自己居住又は自己業務の建築物（2階以下、木造等、容易に移転除却可能、敷地300㎡未満）の建築及びそのための土地の形質の変更 ・買取り不許可の土地の形質の変更及びその土地における建築物の建築 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画に適合する建築物の建築 ・階数2以下で地階を有せず、主要構造物が木造等であり、かつ、容易に移転又は除外できる建築物の建築
他制限への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生してから1ヶ月以内 ・更に一月を超えない範囲内において延長可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市施設、市街地開発事業に関する都市計画の決定 ・地区計画等の決定 ・土地区画整理事業、市街地再開発事業の事業認可等 <p>なお、建築制限を行なえる期間は、災害の発生した日から起算して2年以内</p>	・都市計画事業認可	・都市計画事業認可

出典：被災市街地復興特別措置法の解説他

(資料5)

第4次地震被害想定における全壊・焼失棟数
(冬・夕)

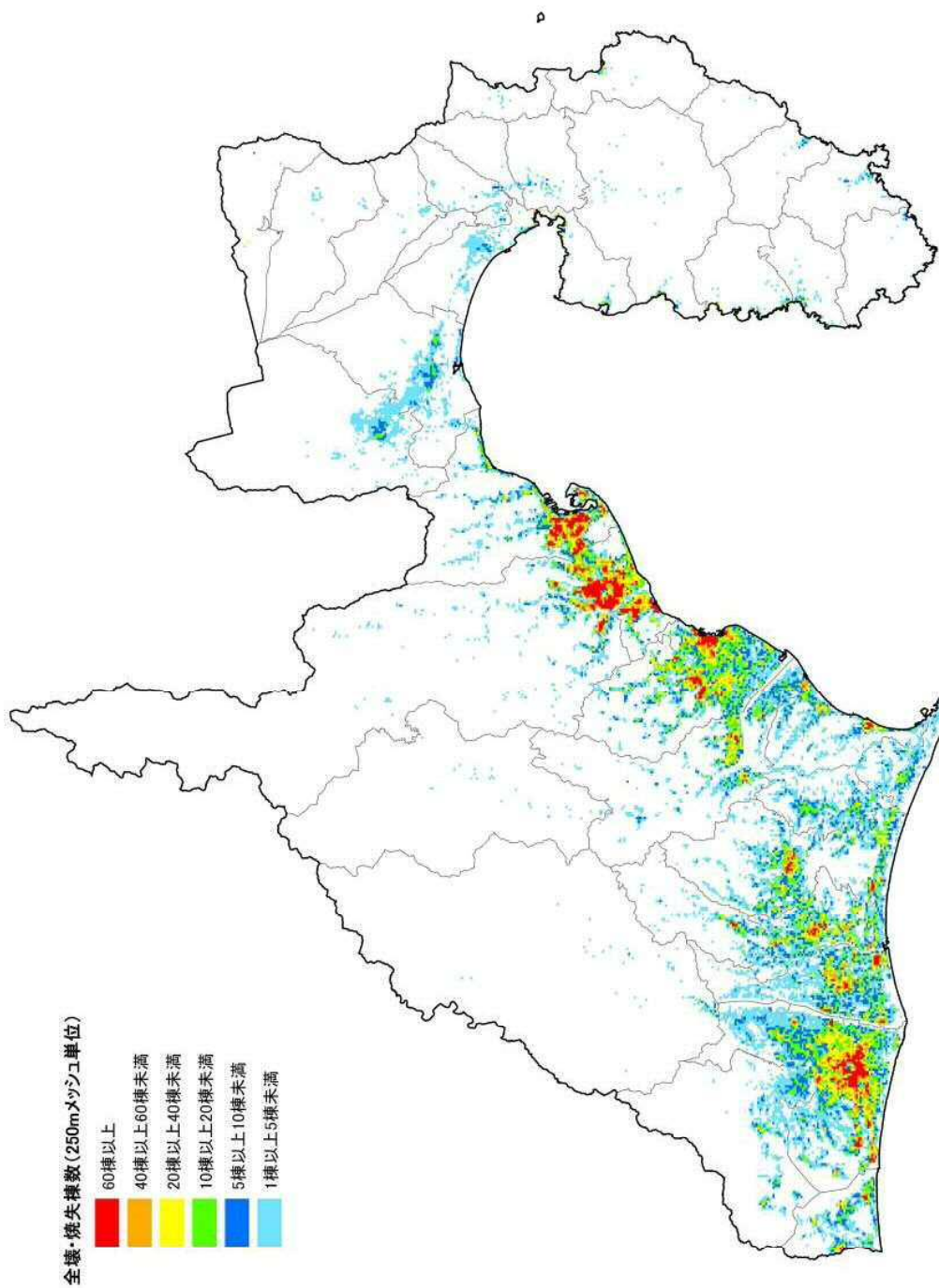


図 全壊・焼失棟数(東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震)

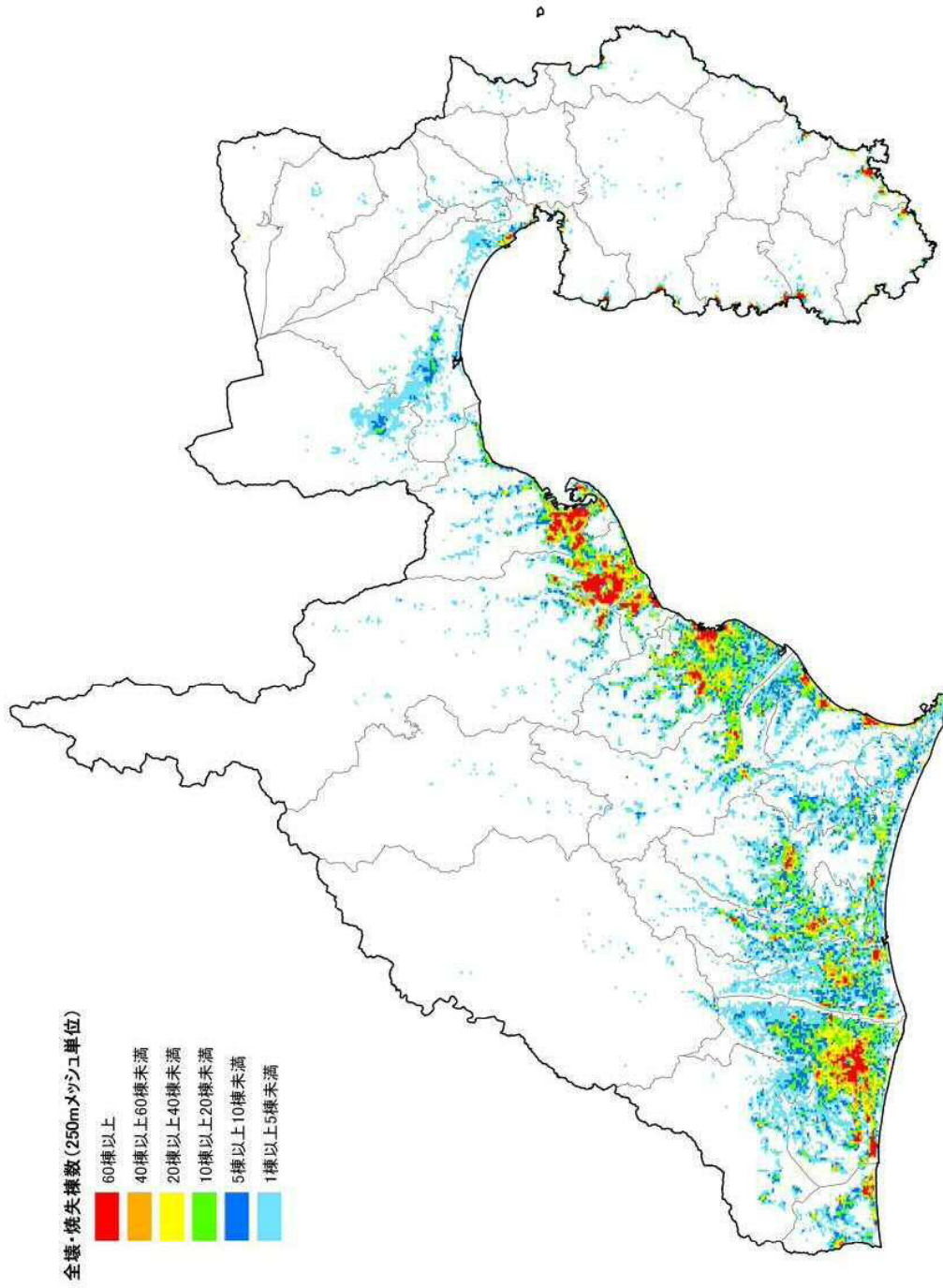


図 全壊・焼失棟数(南海トラフ巨大地震(地震動:基本ケース、津波:ケース①))

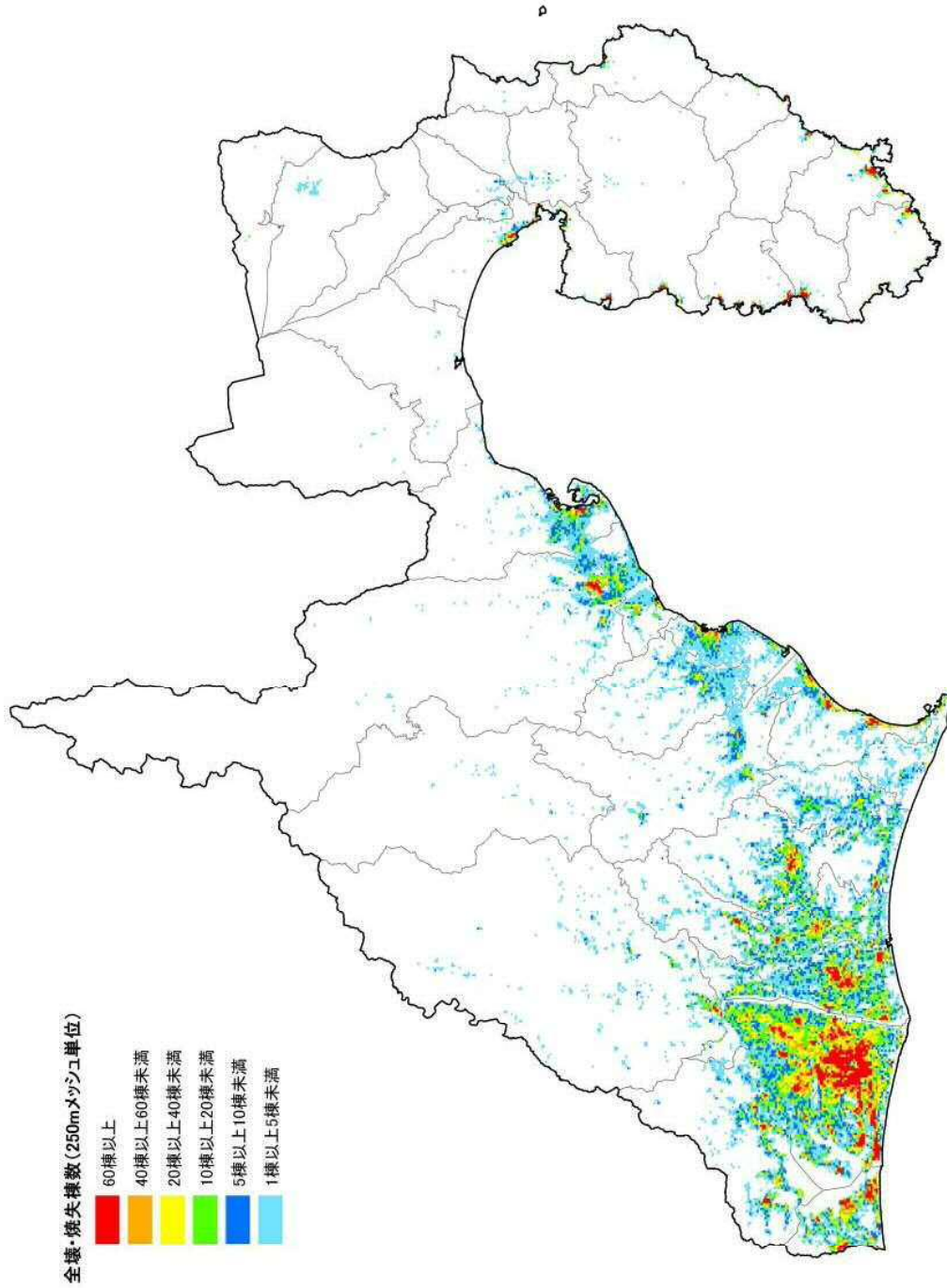


図 全壊・焼失棟数(南海トラフ巨大地震(地震動:陸側ケース、津波:ケース①))

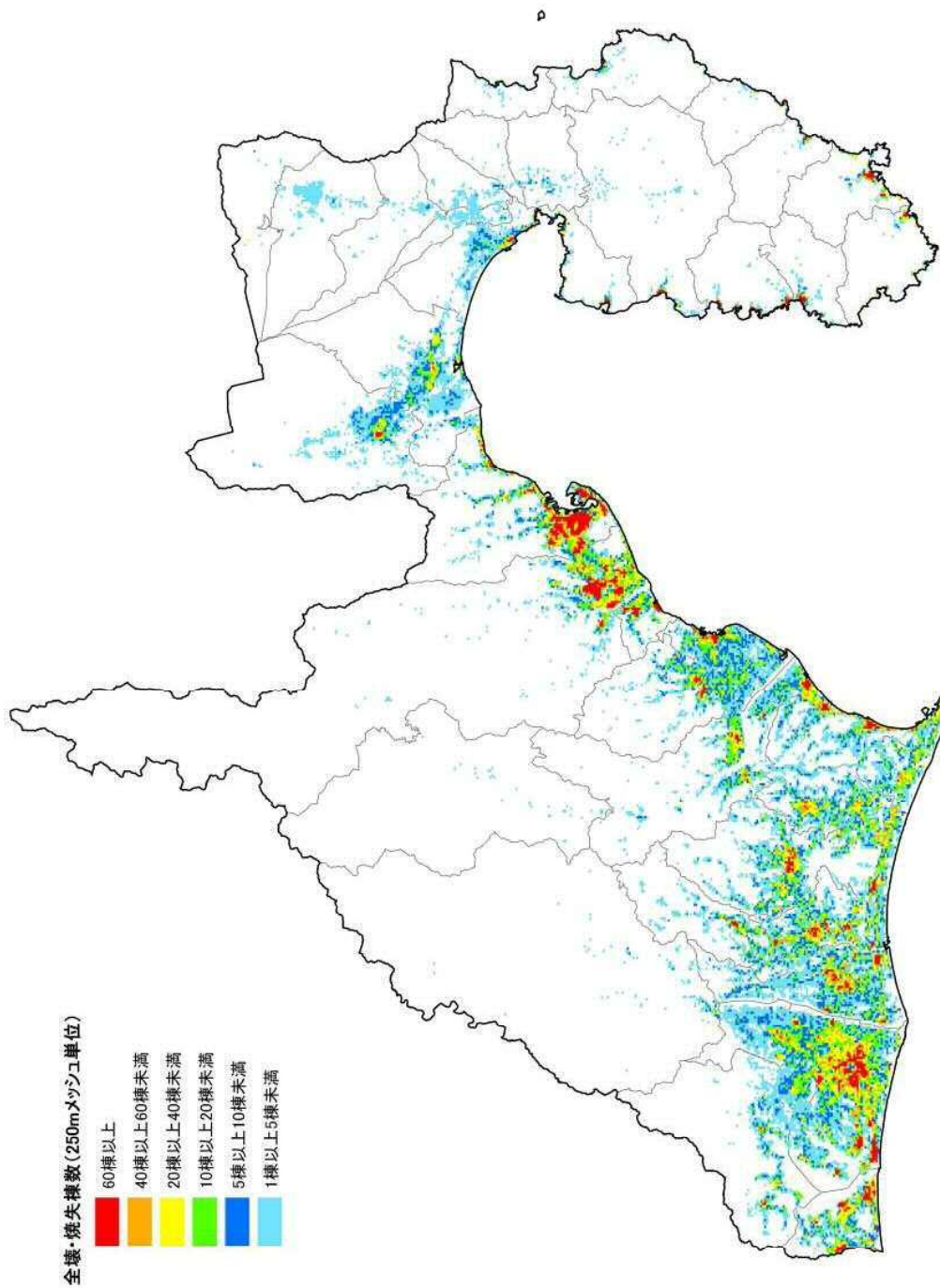


図 全壊・焼失棟数(南海トラフ巨大地震(地震動:東側ケース、津波:ケース①))

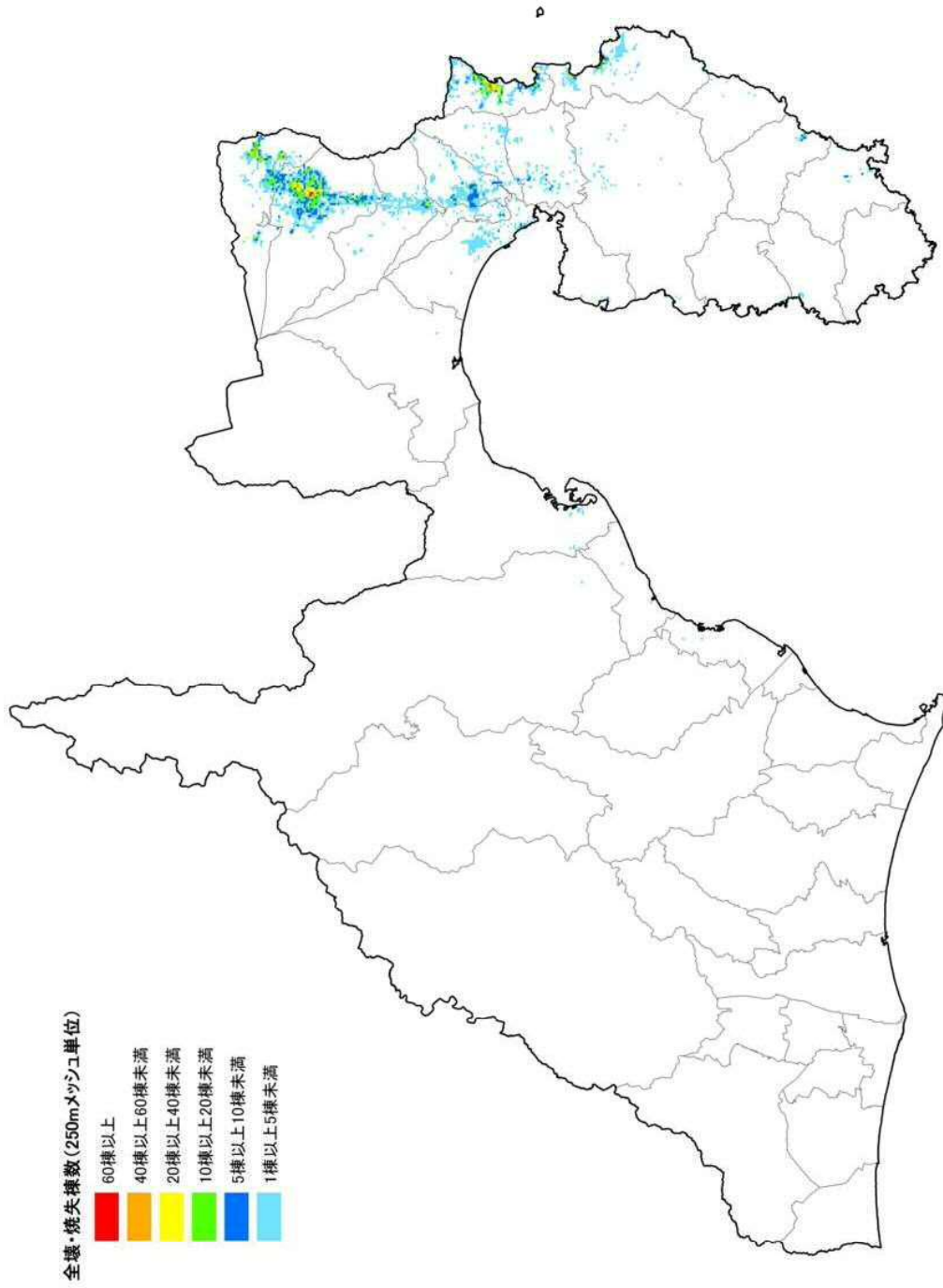


図 全壊・焼失棟数(大正型関東地震)

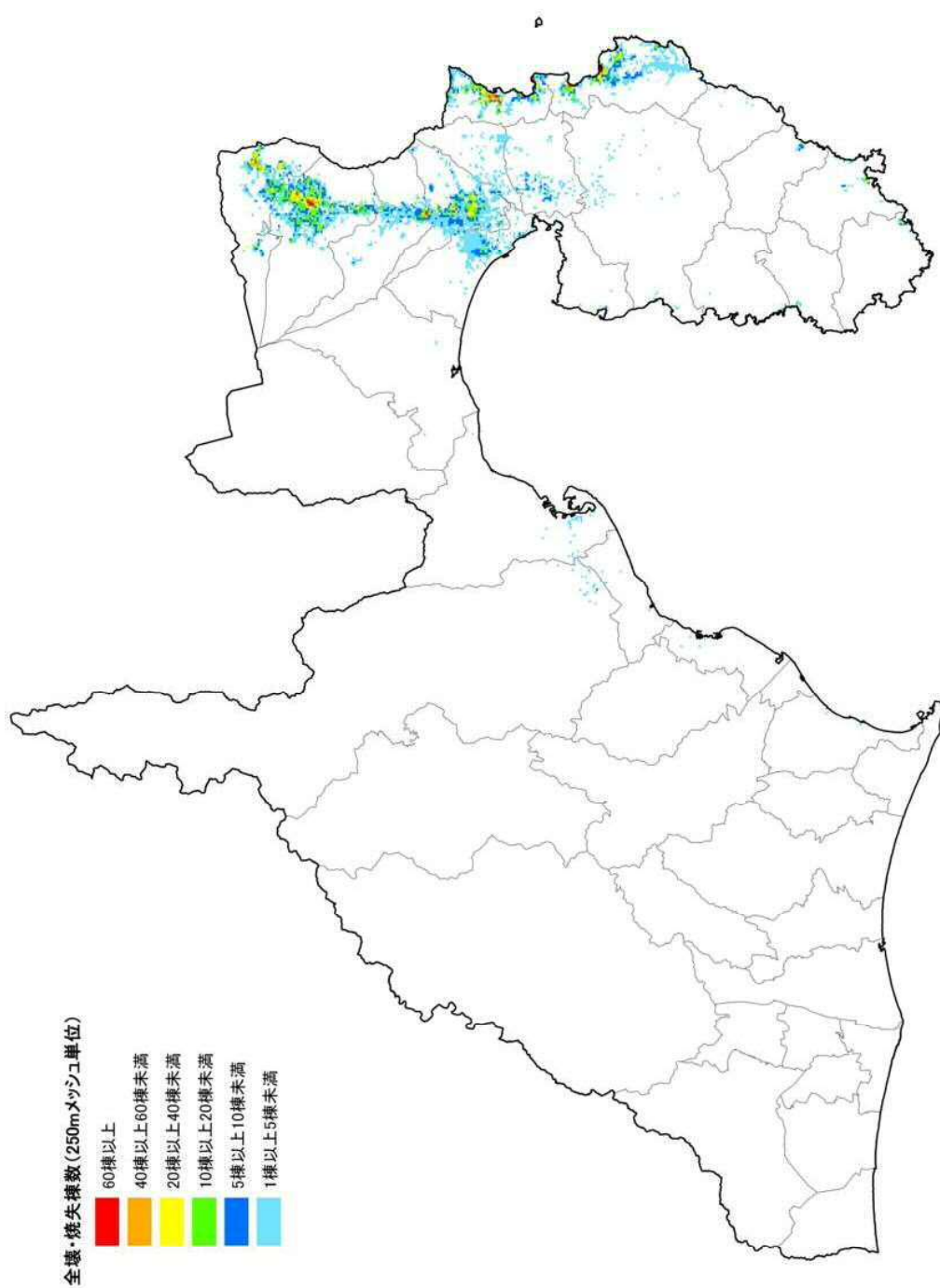


図 全壊・焼失棟数(元禄型関東地震)